

答申に関する参考資料

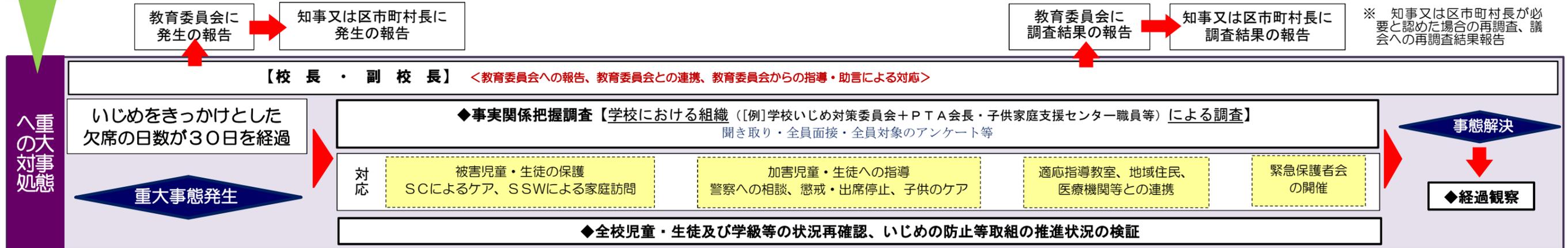
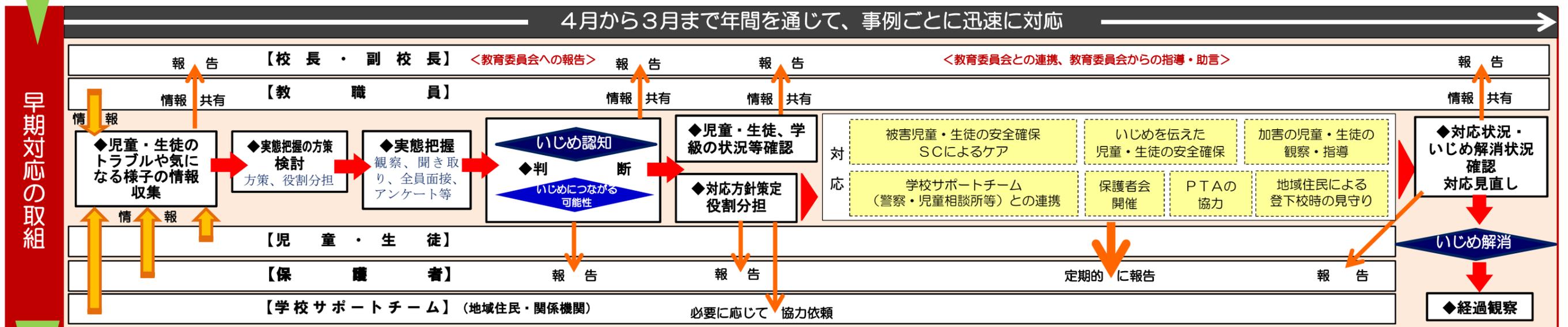
① 「学校いじめ対策委員会」を核とした取組例

～学校の実態（教職員構成、規模等）に応じて、取組内容と役割を明確に！～

※ 資料中の「委員会」は「学校いじめ対策委員会」を、「SC」は「スクールカウンセラー」を、「SSW」は「スクールソーシャルワーカー」を示す。

※ : 「委員会」が必ず行うべき取組、 : 学校として行うべき取組（「委員会」の役割は学校の実態等に応じて定める）

: いじめの事案ごとに、実態に応じて行うべき取組



※ 「いじめ防止対策推進法」第28条では、重大事態を「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定めている。また、「いじめの防止のための基本的な方針（文部科学省）」では、前掲の「相当の期間」について、「年間30日を目安とする」と補足している。これらを踏まえ、本資料では、いじめをきっかけとした欠席の日数が30日を経過した時点で、重大事態の発生と認めた場合の対応事例を示した。

② 「学校いじめ対策委員会」の取組状況確認項目

学 校 名	立
-------	---

各取組内容について、提出日現在の状況を回答願います。「未着手」「準備中」「実施」のうちから一つに○を付けてください。

なお、「実施」していない内容に関しては、「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」の中で、6月末時点の状況について再調査を行う予定です。

項 目	取 組 内 容	提出日現在の状況		
		未着手	準備中	実施
組織の整備	1 学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるようにするために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知している。			
未然防止・早期発見のための取組	2 定期的に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりしている。			
	3 「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーの役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。			
	4 いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画を策定して、全教職員に周知している。			
	5 児童・生徒を対象にして、いじめを把握するためのアンケートを定期的実施するとともに、児童・生徒がアンケートに記載した内容を、「学校いじめ対策委員会」として教職員間で共有できるようにしている。			
早期対応のための取組	6 いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底している。			
重大事態への対応のための取組	7 いじめ防止対策推進法第28条に規定されている「重大事態」の定義 ※ について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。			

※ いじめ防止対策推進法第28条に規定されている「重大事態」の定義

() は、「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日[文部科学大臣決定]の記載

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(例えば○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合 ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合 など)
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。)

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

③ いじめ防止対策徹底のためのチェックリスト

学校名	
教員名	

◆下記のチェック項目ごとに、現在の自分の取組状況について、「できている」「できていない」のいずれかに○を付けてください。

	チェック項目	できている	できていない
1	あなたは、「いじめ防止対策推進法」に定められた定義に基づき、いじめられている児童・生徒の心情に寄り添って、いじめを認知しようとしていますか。		
2	あなたは、学校の「学校いじめ対策委員会」のメンバーを知っていますか。		
3	あなたは、学校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を理解していますか。		
4	あなたは、児童・生徒や保護者に対して、授業、保護者会、学校便りなどの多様な機会を活用して、いじめ防止のための取組を伝えていますか。		
5	あなたは、アンケートから明らかになったいじめに関する情報を把握していますか。		
6	あなたは、自分の勤務している学校で、いじめの防止等のために行っている校内研修やOJT等の内容を、日常の指導に生かしていますか。		
7	あなたは、上司や同僚と、日頃から報告・連絡・相談できる関係を築いていますか。		
8	あなたは、児童・生徒の気になる様子を見聞きしたら、どんな小さな事例でも、迅速に「学校いじめ対策委員会」のメンバーに報告していますか。		
9	あなたは、児童・生徒に対して、いじめは絶対に許されない行為であることを、教科、道徳、特別活動等を通して、計画的に指導していますか。		
10	あなたは、児童・生徒に対して、どんな些細なことでも悩みや不安がある場合は、担任や他の教職員に相談するよう指導していますか。		
11	あなたは、児童・生徒に対して、いじめなどの行為を見聞きした場合には、見て見ぬ振りせず、必ず教職員に伝えるよう指導していますか。		
12	あなたは、児童・生徒や保護者に対して、いじめについての相談は、学校以外の相談窓口でも行っていることを伝えていますか。		

④ 「SNS東京ルール」の策定について

1 「SNS東京ルール」策定の趣旨

都教育委員会は、都内全公立学校の児童・生徒が、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、SNSを利用する際のルールを策定する。
また、学校や区市町村教育委員会と連携して、児童・生徒の発達段階に応じた指導を強力に推進していく。

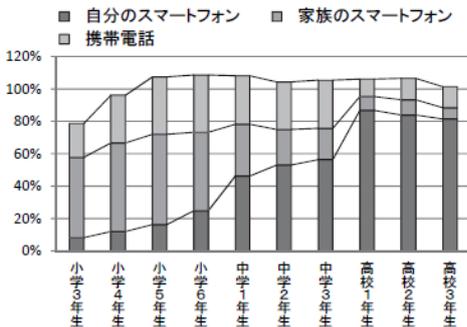
※SNS … ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。ネットワーク上のコミュニケーション機能をもったサービス全般を指す。(メール、掲示板、無料通話アプリ、ゲーム、画像投稿サービス等)

2 現状

(1) スマートフォン・携帯電話の使用率

※平成26年度「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書(東京都教育委員会)」から作成

(対象:児童・生徒18,612人)



⇒ 小学生でもほとんどの児童がSNSを利用可能な状況にある。

(2) ネット利用に関するルールづくりの状況

※平成26年度「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書(東京都教育委員会)」から作成

(対象:児童・生徒18,612人)

■家庭等でルールを決めているか

	小学校	中学校	高校	特別支援
決めている	49.4%	31.0%	11.4%	30.6%
決めていない	46.2%	68.2%	88.0%	59.7%
無回答	4.5%	0.8%	0.7%	9.7%

⇒ ルールがない中で、児童・生徒はインターネットを利用している。

■SNSの利用時間について

	小学校	中学校	高校	特別支援
SNSを一日当たり3時間以上利用する	12.0%	19.3%	26.7%	21.6%
SNSを午後10時以降も利用している	8.3%	26.8%	40.0%	13.8%

⇒ 高校生の4人に一人が3時間以上SNSを利用している。
⇒ 年齢が上がると、夜10時以降までSNSを利用している。

(3) SNSによるトラブルの状況

※平成26年度「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書(東京都教育委員会)」から作成

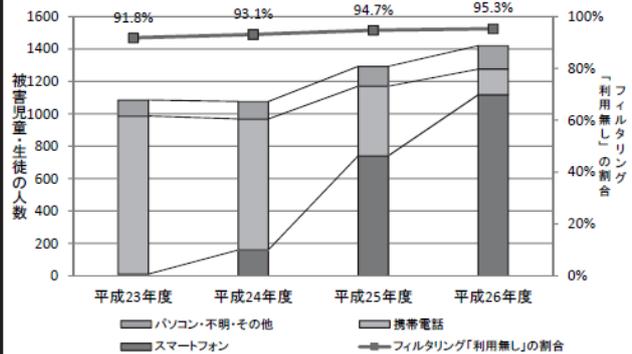
(対象:児童・生徒18,612人)

	小学校	中学校	高校	特別支援
自分の悪口や個人情報を書かれた	3.2%	8.9%	15.4%	8.9%
仲間はずれにされた	2.6%	6.4%	11.9%	5.6%

⇒ 年齢が上がると、トラブルが増加している。

(4) コミュニティサイト等で被害を受けた児童・生徒の状況

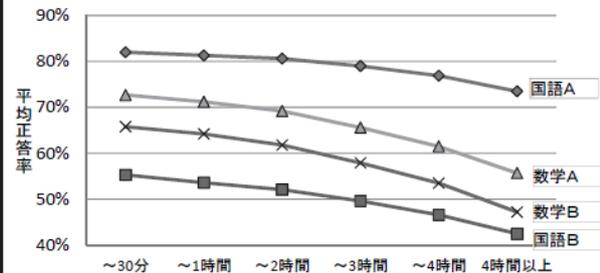
※「平成27年度上半期の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」(警察庁)から作成



⇒ 被害児童・生徒の数は年々増加し、約8割はスマートフォンでアクセスしている。
⇒ 被害児童・生徒のうち、約95%はフィルタリングを利用していない。

(5) スマートフォン等の使用時間と学力の関係

※平成26年度「全国学力・学習状況調査(中学校)」(文部科学省)から作成



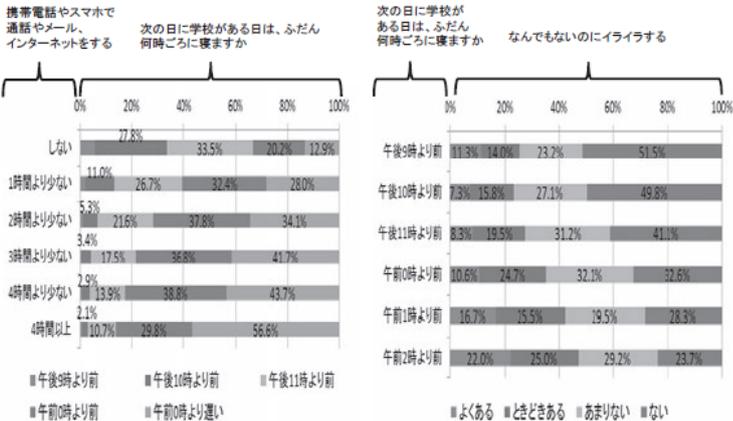
⇒ スマートフォン等を長時間使用している生徒は学力・学習状況調査の正答率が低い。

3 情報機器の長時間使用による健康被害

(1) 情報機器の使用と睡眠の関係

○ 携帯電話・スマートフォンとの接触時間が長い子供ほど、就寝時刻が遅い。
【小・中・高】

○ 就寝時刻が遅い子供ほど、自分のことが好きと回答する割合が低く、なんでもないのでイライラすることがあると回答する割合が高い。【小・中】



(2) 情報機器の使用とブルーライトとの関係

■ブルーライト

・寝る前に1時間、被験者にスマートフォンをもらって実験を行った結果、青色の光を減少させるメガネを使ったの方が睡眠時間が長く、睡眠の質もよいという傾向
(杏林大学 医学部 古賀良彦 教授)

・被験者にブルーライトがほとんど当たらない部屋、少し含んだ照明の部屋、多く含んだ照明の部屋で夜間過ごしてもらい、メラトニン（体内時計に影響する物質）の変化を測定した結果、ブルーライトを多く含む照明ほどメラトニンの分泌は減少
(九州大学大学院 生理人類学 安河内朗 主幹教授)

(3) インターネット等の長時間利用による健康面の変化 (高校生)

- 目が悪くなった 28.0%
- 寝不足になった 26.3%
- 夜なかなか眠れなくなった 13.2%
- 手や指が痛くなった 3.0%

※「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書(東京都教育庁)」(平成27年3月)から作成

4 諸外国の状況

■フランス

「環境のための国家的政策に関する法律」(2010年7月12日)

第L511-5条

・幼稚園、小学校、中学校において、校則で定められた場所以外で授業中に児童・生徒が携帯電話を使用することを禁止

■韓国

「青少年保護法」(2013年9月23日)

第26条 深夜時間帯におけるインターネットゲーム提供時間の制限

・インターネットゲームの提供者は、16歳未満の青少年には午前0時から午前6時までインターネットゲームを提供禁止
※16歳未満の青少年は、ネットにアクセスするために必要なIDが与えられない。

※「フランス・韓国における有害環境への法規制及び非行防止対策に関する実態調査研究(内閣府)」から作成

■イギリス

業界団体や公的機関が連携して性的児童虐待等青少年保護 PEGI制度による適正年齢分類(専用ゲーム機からネットワークに接続する際のレーティング審査)を実施

■ドイツ

法により、プロバイダは有害な情報に対するアクセス制限義務

■イタリア

法によりプロバイダは児童ポルノに対するアクセス制限の義務

■インドネシア

情報通信省が、有害情報から子供を守り、教育コンテンツを提供するソフトウェア「PERISAI」を開発

■シンガポール

メディア開発庁が、プロバイダと協働で、「Family Access Network (FAN)」というフィルタリングサービスを提供

※「諸外国における青少年保護のためのインターネット規制と運用(ジェトロ海外事務所)」(2012年2~3月、2013年3月)から作成

5 インターネット利用のルール

(1)「ルールづくり」の呼び掛け状況

平成20年10月9日
子供の携帯電話利用についてのアピール
(東京都教育委員会)
＜子供＞家族でよく話し合って、使い方などについてルールをつくるようにしてほしい。
＜家庭＞携帯電話を持たせる場合には、よく子供と話し合い、ルールづくりをしてください。

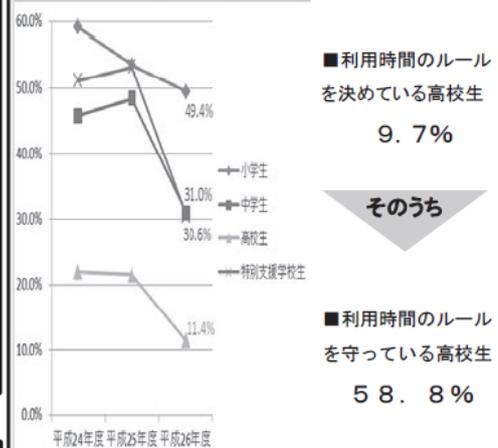
平成26年2月24日
緊急メッセージ(東京都青少年問題協議会)
＜子供＞生徒同士で十分に議論して、ケータイ・スマホの自主ルールを作ってください。
＜家庭＞子供と十分に話し合い、共通理解のもとに、家庭のルールを作ることが大切です。

平成27年6月
ネットの危険からお子様を守るために、保護者ができること
(内閣府・総務省・経済産業省・内閣府IT総合戦略室・警察庁・消費者庁・法務省・文部科学省・厚生労働省)
＜家庭＞家庭のルールをお子様と一緒に作りましょう。フィルタリングを設定しましょう。

(2)ルールづくりの状況

※児童・生徒がインターネットの利用に関するルールを決めている割合(家庭・学校・友人等)

ルールを定めている割合の推移 → 利用時間に関するルール



※「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書(東京都教育庁)」(平成27年3月)から作成

(3)ルールづくりへの意識

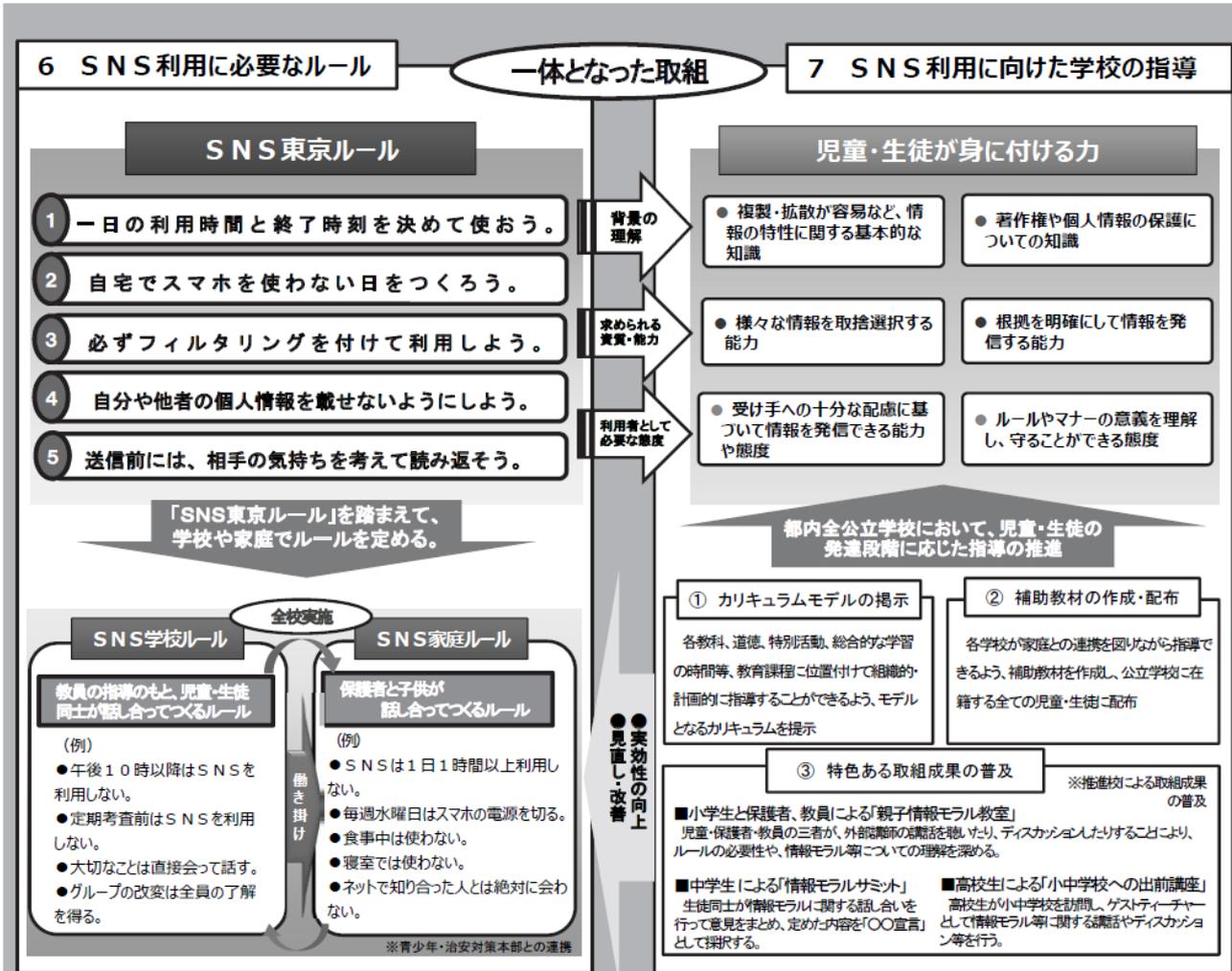
■ルールは必要ないと思う高校生 48.5%

【主な理由】

- インターネットの利用は自己管理するものだから。
- インターネットの利用は個人の自由だと思うから。
- 家庭により生活時間帯が違うため、ルール化できないから。
- 使わない人もいて、一律にルールを決めることはできないから。

※「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書(東京都教育庁)」(平成27年3月)から作成

ルールの必要性とルールづくりの視点、方法等を周知していくことが重要



豊かな人間関係の構築と、情報社会を生き抜く資質・能力の向上

